

第1章 草創期

JASRAC設立～ベルヌ条約復帰前
前史・1939（昭和14）年～1951（昭和26）年

前史（仲介業務法の成立まで）

条約改正

1858（安政5）年の日米修好通商条約など、開国にあたって幕府が諸外国と締結した条約は、相手国に治外法権を認めながら、日本の関税自主権が拒まれるなど不平等なものだった。この不平等条約を改正する条件として相手国側から求められたのが、日

本の法体制、法環境を近代国家にふさわしいものに整備することだった。

政府はこの要求に応えるため、著作権の保護に関する条約「ベルヌ条約」への加入を約束し、同条約の水準を充たす著作権法の制定を図った。

出版条例～著作権法

わが国の著作権に関する最初の法令は、1869（明治2）年の出版条例とされる。「図書ヲ出版スル者ハ官ヨリ之ヲ保護シテ専属ノ利ヲ収メシム」と定められ、図書を出版する者の権利が保護されるようになった。

1872（明治5）年の一部改正を経て1875（明治8）年に全面改正された出版条例で、初めて「版權」（福澤諭吉がcopyrightの訳語として造語したと言われる）の用語が使われた。この当時の版權は、現在の著作権とは異なり、著作物のうち図書等（概ね現行著作権法での「言語の著作物」）についての権利であって、脚本、音楽、写真、映画等はその対象とされていなかった。

また、図書等についての権利の内容も、現在の複製権、翻案権、出版権のように整理されたものではなかった。なお、版權の用語は1899（明治32）年に著作権法（旧著作権法）が公布されるまで用いられている。

その後も、出版条例は数次の改正が行われ、1887（明治20）年には出版条例、版權条例、脚本楽譜条例等が勅令により定められ、このとき初めて版權が（図書の出版者ではなく）著作者に帰属することが明確となった。脚本楽譜条例では楽譜に興行権が与えられた。次いで、1893（明治26）年の版權法の制定をみるに、この版權法を含めて、これまでの権利は、官に免許を願い出ることにより保護されるものだった。

著作権法制定とベルヌ条約加入

1899（明治32）年の著作権法施行に伴い、同年4月18日、日本はベルヌ条約に加入、日英通商航海条約をはじめとする各国との改正条約が、その後、同年7月から8月にかけて相次いで発効した。

また、特許法、実用新案法、意匠法が著作権法と同時期に施行され、日本は工業所有権の保護に関する条約であるパリ条約に加入するが、これも条約改正のための条件だった。

ベルヌ条約加入までの道のり

ベルヌ条約への加入を約束した明治政府は同条約締結国の国民が創作した書籍、音楽等の日本国内における著作権保護を約束するため、同条約の水準を満たす著作権法の制定を図らなければならなかった。

1897（明治30）年、政府は版權法の全面改正に着手した。当時内務省官僚だった水野錬太郎が欧州に赴き、各国の法制を調査。従来の「版權」という言葉を「著作権」に改め、1899（明治32）年1月13日に著作権法（いわゆる旧著作権法）を立案、3月4日公布、7月15日施行が実現し、同年4月18日にベルヌ条約に加入することができた。

プラーゲ旋風

国際水準の著作権制度は整ったものの、日本の日常生活で著作権が意識されることはなく、いわば「著作権法あれど著作権なし」の時代が続いていた。

在日ドイツ人だったウィルヘルム・プラーゲは1931（昭和6）年、まずBIEM（録音権協会国際事務局）の代理人として東京・神田に事務所を開設。次いで英国、ドイツ、フランス、オーストリア、イタリア5か国の音楽著作権団体で構成された「カルテル」の代理人となって、著作権の管理を開始した。

プラーゲはNHK（当時は大日本放送協会）とラジオの放送使用料について交渉したが、1933（昭和8）年8月1日以降の値上げ交渉が不調に終わり、以後ほぼ1年間、NHKはカルテルの管理する外国曲の放送を中止することとなった。

プラーゲの厳しい権利主張と使用料の取り立ては、ジャーナリズムによって「プラーゲ旋風」と呼ばれ、音楽界に不安を巻き起こすとともに、社会的反響を呼んだ。

こうした状況のもと、1934（昭和9）年の著作権法改正（翌年7月15日施行）に際して、プラーゲ対策ともいべき規定が設けられた。

それが、「音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ著作物ノ適法ニ写調セラレタルモノヲ興行又ハ放送ノ用ニ供スルコト」、すなわち適法に録音された録音物を用いて演奏または放送する場合は、出所を明示すれば著作権侵害とみなさないという規定、いわゆる「30条8号」である。

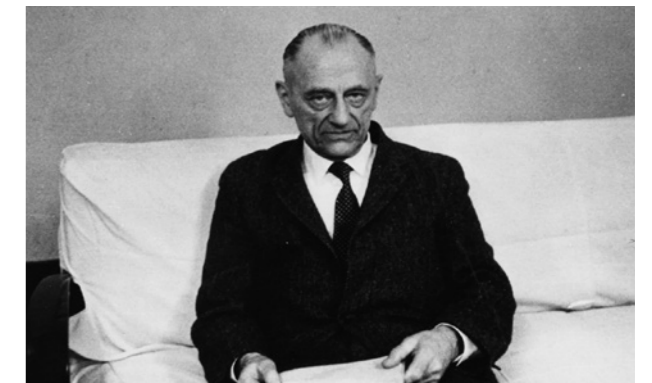
諸外国に例のないこの著作権の制限規定は、1970（昭和45）年の著作権法全面改正によって原則的に廃止されたが、その後も附則14条に形を変え、1999（平成11）年の法改正で廃止されるまで存続した。こ

れら「プラーゲ旋風」の後遺症とも言うべき規定は、2002（平成14）年4月以降、JASRACにおける、飲食店等でのBGM利用（録音物の再生、有線放送の伝達）に係る許諾開始、ひいては演奏権管理全般に多大な影響を与えた。

さらに、プラーゲは、1937（昭和12）年に大日本音楽作家出版者協会を設立し、日本人の作詞家、作曲家らに勧誘の手を伸ばした。

こうした状況の中で、内務省警保局図書課で著作権を担当していた国塩耕一郎は、打開策として、日本の音楽家たちに著作権管理団体を設立させ、その団体が海外の著作権管理団体と契約を結んで外国曲を平等に管理し、国情に適った著作権管理を進めるべきとの構想を提案。作家側の積極的な賛同を得て、ここに、〈官民一体〉の事業が始まった。

日本の主だった作詞家・作曲家と、その団体の代表者たちが共同で音楽著作権管理団体の設立を進める一方、政府は、その団体の設立を法的に支える「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」（仲介業務法）の制定に着手した。



ウィルヘルム・プラーゲ

プラーゲの権利行使

プラーゲは、新聞から演奏会の情報を収集し、演奏会の主催者に対して内容証明郵便を送付して演奏曲目を知らせるように要請。要請に応じなかった演奏会については、演奏会場に足を運び、演奏楽曲を記録していたという。実際に無許諾の演奏会主催者に対して、演奏会の直前に楽譜を差し押さえ、損害賠償請求を行った。

また、プラーゲは演奏会以外の分野においても、NHKに対して外国音楽の放送使用料を要求し、録音に係る使用料を支払っていないレコードを差し押さえ、オペラの無断上演を行った歌劇団に対しては損害賠償を請求し、楽譜の差し押さえを求めた。

昭和初期のわが国では、旧著作権法が制定・施行されてはいたものの、著作権順守の意識が国民には浸透していなかった。プラーゲの活動は、各所で大きな混乱を招いたが、一般国民に「著作権」という言葉を浸透させた功績は大きい。仲介業務法の制定、大日本音楽著作権協会設立の直接の要因ともなった。

1939（昭和14）年

仲介業務法の成立

「仲介業務法」は3月に第74回帝国議会通过、12月15日から施行された。

この法律に基づいて設立される音楽著作権管理団体には、次の内容が求められた。

- ①公益を目的とする非営利の法人として、作詞者、作曲者の代表者をもって組織する。
- ②日本の実情に即した公正で妥当な料金を設定し、漸進的に、円滑に料金を徴収する。

- ③外国の音楽著作権団体と相互契約を結び、内外人平等の原則で、外国人の音楽著作権を保護する。
- ④著作権思想の啓蒙普及に努める。

※昭和14年12月13日勅令第835号で、仲介業務法が適用される著作物は、「小説、脚本、楽曲ヲ伴フ場合ニオケル歌詞、楽曲」と定められた。また、政府は法律に明文化しないものの、著作権の管理団体は、著作物の1分野に1団体が適当との判断を示した。「公正妥当な料金であれば、一つの機関によって徴収されることに支障はない」「外国の管理機関と相互委任契約を結ぶのに国内の機関が一つのほうが合理的である」などが理由である。

協会の設立

団体の設立については、前年来、大日本音楽協会、大日本作曲家協会、現代日本作曲家連盟、日本演奏家連盟、日本作歌者協会や邦楽の団体も加わって内務省と協議を重ねてきた。そして11月18日午後1時、内務省第1会議室で社団法人大日本音楽著作権協会の創立総会を開催。林照寿（柳波）を議長に会員や役員選任、事業計画、資金などに関する議案が審議された。出席者は、発起人68人中48人だった。

協会設立時における会員

1 作曲者（50人）

(1) 邦楽関係（25人）

今井慶松、豊竹巖太夫、常磐津文字兵衛、常磐津文字太夫、岡本文弥、川瀬順輔、

吉田草紙庵、吉住小三郎、中尾都山、中能島欣一、歌沢寅右衛門、哥沢芝金、野沢吉作、町田嘉章、富士松薩摩掾、清元梅吉、清元延寿太夫、清元志寿太夫、杵屋勝太郎、杵屋寒玉、杵屋栄蔵、杵屋佐吉、稀音屋浄観、岸沢式左、宮城道雄

(2) 洋楽関係（25人）

井上武士、池内友次郎、飯田信夫、服部正、林松木、橋本国彦、堀内敬三、大木正夫、中山晋平、梁田貞、山根銀二、松平頼則、藤井清水、古賀政男、古関裕而、小出浩平、小松耕輔、小松清、佐々木すぐる、清瀬保二、弘田龍太郎、平尾貴四男、本居長世、諸井三郎、杉山長谷夫

2 作詞者（15人）

林柳波、大木惇夫、河井醉茗、與田準一、高野辰之、長田幹彦、久保田宵二、葛原しげる、松原至大、小林愛雄、渥美清太郎、西条八十、

佐藤惣之助、時雨音羽、清水かつら

3 定款5条2項による会員（3人）

今井二郎、松方正廣、増沢健美

初代理事長に増沢健美就任

理事長 増沢健美（初代）

理事 渥美清太郎、今井二郎（後に常務理事に就任）、久保田宵二、小松耕輔、林柳波、松方正廣、諸井三郎

監事 小林愛雄、中山晋平

事務所の開設

協会は11月20日、内務大臣に社団法人設立の許可を申請し、12月20日に許可された。

12月22日には内務省で理事会を開き、事務所を東

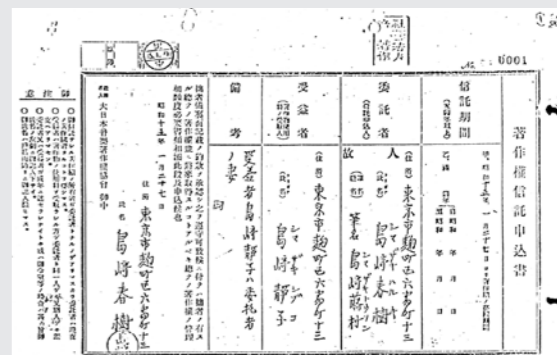
京市淀橋区角筈1丁目765番地（現在の新宿区西新宿1丁目）新宿ビルディング内に置くことを決めた。

日本人の手になる音楽著作権団体を設立

11月18日午後1時、内務省5階第1会議室で開催された社団法人大日本音楽著作権協会設立総会。設立代表者（初代理事長）に選任された増沢健美は、「1938（昭和13）年の秋ごろ、内務省の国塩耕一郎事務官から、日本人の手になる音楽著作権団体をつくりたいので、協力してほしいといわれた。私は大日本音楽協会の会長大倉喜七郎氏の了解を得たうえで、承諾の返事をした」と協会設立参画の経緯を述べている。

設立に際する資金は、大日本作曲家協会、長唄研精会、社団法人日本作歌者協会、長唄協会会長村屋佐吉、日本現代作曲家連盟から計4,500円（現在で約200万円に相当）を借用した。山縣茂太郎（作曲家、元大阪教育大学教授）は、大日本作曲家協会からの借用について、「1939（昭和14）年のおわり頃であろうか、ある日、会計理事の中山晋平さんから突然の呼び出しがあつて中野のお宅に伺うと、100円札10枚入りの封筒を渡され、そのときちょっとこわばった表情の中山さんが『山縣さん、これは落とさないようにね』と、いつもの少々鼻につまった声で言葉少なに云われたことなど、今も記憶に残っている」と回想している。

1939（昭和14）年12月28日、仲介業務法2条の規定に基づき仲介業務の許可が下り、大日本音楽著作権協会が正式に設立された。著作権信託契約の第1号は、1940（昭和15）年1月27日に協会の業務開始に先立ち契約を交わした島崎春樹（藤村）だった。



島崎藤村からの著作権信託申込書

1941 (昭和16)年

初年度(前年度)の実績

1月27日、協会の初年度の決算と管理手数料の変更を審議し、著作物使用料委員会の委員を選出する会員総会が内務省で開かれた。

なお、発足当時の定款は、総会に出席して議決権を行使できる「会員」と、単なる著作権の「信託者」とを、経費上の理由もあって、区分していた。

初年度の決算の内容は、次のとおり。

- 1 著作物管理件数
 - ① 利用者別総件数 238件
 - ② 利用曲目別総件数 約20,000件
- 2 著作物使用料徴収額 28,201円62銭

(内訳) 放送 21,127円30銭
上演 2,528円43銭
映画 2,020円
演奏 644円01銭
出版 1,856円88銭
写調(現在の録音) 25円
- 3 管理手数料収入 5,178円32銭

(内訳) ①2に係る管理手数料 3,178円32銭

②レコード管理手数料 2,000円

この「レコード管理手数料」は、全国蓄音機レコード製造協会(現在の日本レコード協会)から一括して支払いを受けたもので、当年度の事業報告書によれば、次のような事情による。

日本では協会の設立に先行して、作家とレコード会社との間に、著作物の録音をレコード会社に独占的に認める、いわゆる専属契約や委嘱契約が結ばれており、録音使用料は専属料、委嘱料という名目の下、レコード会社から作家に直接支払われていた。

こうした実情から協会は、当面はこのような作品の録音使用料について、使用料規程に一律に定めて支払いを受けることは困難と判断している。この「2,000円」という数字は、寄付金としての性格がうかがえる。なお、初年度は2,850円38銭の欠損となった。

総会で議決された管理手数料の変更については、2月5日に許可申請をし、3月11日に許可された。

事務所を銀座・新田ビルに移転

業務が進展し、主務官庁や関係団体との折衝が増加するにつれ、東京市淀橋区の事務所では不便となったことから、8月10日、京橋区銀座西8丁目8番地新田ビル4階に移転した。



新田ビル

初の出張所を開設

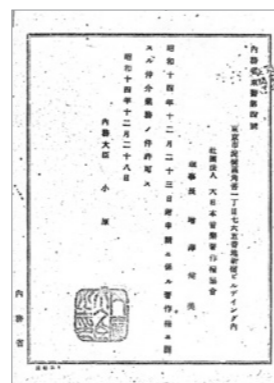
1940(昭和15)年11月1日、関西出張所を大阪市北区堂島に開設した。

1941(昭和16)年4月には名古屋、岐阜地区を一括して取り扱う中部出張所を岐阜市柳川町に開設。同年8月には、小樽市稲穂町に北海道出張所を開設し、函館支部、札幌支部、旭川支部、室蘭支部をそれぞれの市内に設置した。

当初は、全国各地への音楽著作権のPRを兼ねて、地方在住の信頼できる会員などに協会の仕事を委託した。

仲介業務および信託契約約款、分配方法手数料の許可

12月23日には、内務大臣に仲介業務法2条の規定による仲介業務の許可申請を行い、同28日、許可された。また同日付で、仲介業務法に定める著作権信託契約約款、著作権者に対する著作物使用料の分配方法、仲介人の手数料も許可された。この日、著作物使用料規程の認可を申請した。



仲介業務許可証

1940 (昭和15)年

使用料規程の認可

著作物使用料規程は、仲介業務法3条2項の規定により、その要領が1月13日の官報に公告され、2月29日に内務大臣から認可された。

この当初の使用料規程には、当時の音楽業界の実情を反映して、写調(現在の録音)の規定は含まれ

ていない。

9月14日の理事会では、翌年度に実施する著作物使用料規程について審議、9月30日に認可申請し、11月30日に認可された。当時は、仲介業務法施行規則によって、使用料規程を事業年度ごとに定めていた。

3人の職員で業務を開始

仲介業務法施行規則10条に基づく届け出を行い、3月1日に業務を開始した。業務を始めるにあたって、内務省警保局図書課の著作権係に勤務していた

里中彦志を職員として迎えた。職員は佐野数定、野口みどりの両名を合わせ、計3人だった。

初代会長に水野錬太郎が就任

4月12日に開いた理事会で、会長に貴族院議員の水野錬太郎を推薦することを決定、増沢理事長が同氏宅を訪れて就任を懇請し、4月25日、承諾を得た。

水野はわが国の著作権法の立案者で、著作権法によって法学博士となり、その後内務大臣、文部大臣などを歴任していた。

会報を発行

12月25日に「大日本音楽著作権協会会報」第1号を発行した(翌年9月、「音楽著作権月報」と改題)。

仲介業務法施行規則によって協会の事業年度は、12月1日から翌年の11月30日までと定められており、年度末信託者は463人を数えた。なお、この事業年度は1958(昭和33)年3月31日まで継続された。



会報創刊号

太平洋戦争勃発

12月8日、日本は米英に宣戦布告し、アジア・太平洋戦争が開戦した。日本軍はハワイ・オアフ島の真珠湾を奇襲攻撃した。

1942 (昭和17) 年

戦時下の活動

太平洋戦争中は国策によって作品の献納、捧作が奨励され、軍歌や戦時歌謡一色となり、事実上、自由な著作は不可能となった。また、男子職員の多くが召集され、職員の給料も保証しがたい状況下でも、業務は継続された。

戦争が著作権管理に与えた影響

「大東亜戦争勃発以来、わずか3か月の間に、この戦争に関して何といふ多数の楽曲を我々はもったことか」と1942(昭和17)年4月発行の音楽著作権月報16号に記載されたように、緒戦の大戦果を受けて数多くの「聖戦賛美」の歌曲が生まれた。こうした風潮に対し林伊佐緒は、「聖戦貫徹」を鼓舞する音楽は「存在意義を誇示する立派な歌」だが、そうした歌に対して「大衆は益々かたく口を閉ざして歌から遠ざかっていく」「何にしても歌ふ歌が欲しい。楽しい時も悲しい時も本当に心の底から歌を歌ってなくさめられ勇気を奮い起こされる本当の歌が欲しい」と音楽著作権月報19号で発言している。こうした時局におもねらない発言が掲載されたことは、誇るべきことといえる。

戦時下の日本では、国策によって作品の献納(著作権一切を被献納者に譲渡)、捧作(著作権の一部あるいは全部を保有し、精神的な意味に於いて作品を捧げる)が奨励された。国家に献納される著作物の増加は、協会の管理著作物の減少につながるため、協会としてはゆるがせにできない事態だったが、国難を憂いての至情であり批判には当たらなかった。

音楽における冬の時代へ

1943(昭和18)年の年頭、増沢理事長は「今年度までの期間は、本協会にとっていわば基礎整備の時代であり、これからがいよいよ飛躍発展の時代に入る」と述べたが、音楽を巡る状況は次第に悪化していく。連合軍の反撃により、戦局は緊迫し、「国民精神作興」を目的として文化統制が強化されてしまう。

同年1月13日、内務省と内閣情報局により米英音楽の演奏(レコード演奏も)が禁止され、業界が蓄音機とレコードを回収した。増沢理事長の「飛躍発展の時代にしたい」との祈念はむなしく、音楽のみならず、すべての文芸・学術・芸能は戦時一色に塗り込められ、冬の時代を迎えた。

1944(昭和19)年5月には、「苛烈な決戦下に重要資材確保の建前」から音楽著作権月報を休刊せざるを得なくなる。さらに9月1日には、音楽の演奏または教授を業とする者に「技芸者証」の必携が義務付けられ、音楽演奏の自由も失われてしまった。11月24日、約70機のB29が飛来



米英音楽の演奏禁止の報道記事

1943 (昭和18) 年

文化統制、思想統制の強化

「国民精神作興」を旗印とした文化統制、思想統制もさらに強化され、1月13日には内務省と内閣情報局は、米国、英国の音楽を「敵性音楽」として演奏(レコード演奏を含む)を禁止した。

し、東京への空襲が本格的に始まった。翌年3月10日には、下町に大量の焼夷弾が投下された。

増沢理事長は、当時の協会の状況について次のように述べている。

「空襲が始まって来ると、どこがやられるかわからない。新田ビルの地下室にまだ何もなかったですから、空襲警報が鳴ると、地下室へ逃げ込んだわけです。夜、預金通帳や重要書類はだれかの自宅へ持っていけば、そこがやられないとも限らない。一体どこへ保管したらいいのかということで、非常に骨を折ったわけです。今からみれば額は大したことはないにしても、とにかく全員に支払わなければならない使用料というのは、その預金通帳に入っているわけですから、そいつをなくしてしまったんでは、どうにもならないですからね」

空襲下で協会運営に当たった佐々木常務理事は、次のように振り返っている。「1944(昭和19)年の秋、空襲は日ごとに激しさを加えてきた。私たち2人(佐々木と中山晋平理事長)は防空頭巾を被り、協会(新田ビル)の廊下に柿をかじりながら退避していた。それは中山理事長と私との世にも哀れな姿であった。その頃の職員といえば、男女合わせて僅か4、5人、その給料さえも満足に払えない時代だった。私たちのその哀れな姿が、当時の協会の姿でもあった」

日本敗戦、混乱を越えて

1945(昭和20)年5月、召集令状を受けて増沢理事長も戦地に赴く。その約3か月後の8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し無条件降伏した。

9月22日、連合国最高司令官(SCAP)から「金融取引の統制に関する件」という覚書が日本帝国政府宛てに発せられ、以降、著作権についても占領行政が始まった。

9月30日、協会は設立当初からわが国の著作権認識が低いことを鑑み、権利主張より著作権尊重の風潮を社会的に普遍化するべく、著作物使用料を低く抑えていたが、「社会情勢ノ移転ニ遅レ余リニモ低廉ニ過ギ今日ニ於テハ著作権者ノ最低生活スラ脅威ヲ感ゼセシムルニ至」ったとして、算定基準を上げるために著作物使用料規程の許可を申請した。著作権審査会による審議の結果、「現行規定ニ対スル10割増ノ申請ヲ4・5割増」が妥当とされ、演奏は5割、放送は4割にそれぞれ修正され、1946(昭和21)年1月1日に認可された。

終戦により人々の生活に音楽が戻ってくる。ラジオで軽音楽と歌謡曲が復活し、米軍放送網(AFRS)の東京局(WVTR)や大阪局(WVIQ)などがNHK第2放送施設を利用して開局し、ジャズやダンス音楽が放送され、映画「そよかぜ」が封切られて主題歌の『リンゴの唄』が大流行した。

生活に音楽が戻り、協会の業務も正常化する時期を迎えたが、戦争により男性職員が徴兵され、女性職員が疎開していたため、当時の在職職員は主事1人、書記3人のわずか4人、いずれも女性という状況だった。

1944 (昭和19) 年

会報の休刊

物資の不足が深刻で、軍需優先の国策により紙の入手が困難となり、会報「音楽著作権月報」を5月

10日発行の第39号をもって休刊とした。

理事長に中山晋平が就任

8月31日、増沢健美理事長が辞任、9月1日付で中山晋平が理事長に就任、あわせて同日、佐々木すぐ

る、林柳波両理事が常務理事に就任した。

1945 (昭和20) 年

著作物使用料規程変更の許可申請

終戦間もない9月30日、著作物使用料規程変更の認可申請をした。変更理由は、これまで権利主張よりも著作権思想の普及を目的としてきたので、使用料も低く決められていたが、日本の文化の発展を期するには、著作者の権利が尊重されるとともに、著作者

の社会生活の最低限度の確保が必要なことから、算定基準を現行の10割増としたい、というものだった。

著作権審議会の書面による審議の結果、現行規程の4~5割増とすることが妥当とされ、翌年1月1日、修正認可された。

第二次世界大戦の終結

日本、ドイツ、イタリアを中心とする枢軸国陣営と、米国、英国、ソビエト連邦、オランダ、フランス、中華民国などの連合国陣営との間で1939 (昭和

14) 年から始まった第二次世界大戦は、6年間にも及ぶ戦いの末、連合国側の勝利で終戦した。

1946 (昭和21) 年

使用料規程の認可と管理手数料率の許可

1月1日付の使用料規程認可に続いて、2月には管理手数料変更を申請し、3月18日、許可された。変更の理由は、物価の急激な高騰に伴う諸経費の膨張

で、前年度の決算で大幅な赤字を計上、当年度も同様の事態が予想されたためである。

会長に国塩耕一郎就任

6月11日に水野錬太郎会長が辞任、後任の第2代会長に仲介業務法の生みの親である国塩耕一郎が就任した。国塩は茨城県知事、経済安定本部監査局長な

どを経て、当時、終戦連絡中央事務局設営部長を務めていた。

日本国憲法公布

「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を基本原理とする日本国憲法が、11月3日に公布され、翌年5月3日に施行された。

作家の権利を守るべく日本音楽著作権組合が立ち上がる

この年、並木路子が歌った『リンゴの唄』が大ヒット。サトウハチローを訪ねた並木路子は、「先生の『リンゴの唄』を唄わせていただいて、千回唄ったら、焼跡に家ができた」とお礼を言った。サトウハチローは、「唄い手は千回歌えば家が建てるが、書いたおれたちは犬小屋もできないとは何事だ」と嘆き、藤田正人に何か方法はないものかと相談を持ちかけた。

JASRACと信託契約は締結していたものの、JASRACを身近には感じていなかった2人は、作家の権利を守る運動を行うべく、野村俊夫、大村主計、古関裕而、古賀政男といった作詞家、作曲家を加えて会合を重ね、JASRACの中山晋平理事長にも相談した。その結果、JASRACを活用しようということになった。

この盛り上がった機運をまとめようとしたものが、作家団体として翌年に日本音楽著作権組合として結実していく。



藤田正人

1947 (昭和22) 年

著作権行政が文部省に移管

GHQ (連合国軍最高司令官総司令部) の占領政策が進むなか、官制が変更、5月には著作権行政も内務省から文部省に移管され、7月からは社会教育局内に

設けられた著作権室が所管することとなった。内務省はこの年12月26日に廃止された。

定款を変更、全信託者を会員に

戦後の民主化の流れのなかで、JASRACを作家の自主的な機関に衣替えするための定款変更が図られ、12月23日に開かれた会員総会の決議を経て、文部大臣に変更の認可申請をした。

変更の主眼は信託者全員を会員にすることで、「本会に其の著作権の管理を委託したる者を以て会

員」とするとしうえで、会員総会における選挙によって50人以内、理事会の推薦によって25人以内のそれぞれを代表会員とし、この代表会員総会で、会長、理事 (10人以内)、監事 (3人以内) を選任し、理事の互選で理事長、常務理事 (3人以内) を選ぶこととした。

放送使用料の改定

再出発したJASRACにとって、まず解決すべき課題が放送使用料の改定だった。

交渉は藤田正人常務理事と日本放送協会 (NHK) の春日由三庶務課長 (後にJASRAC理事長) の間で

行われ、JASRACは数年間1曲10円のままに据え置かれていた使用料を、物価の急上昇もあって60円とすることを主張、結局、1曲30円とすることで妥結した。

「赤本」のヒットで出版使用料が大幅増収

もともと「赤本」あるいは「唄本（歌本）」と呼ばれていた楽譜集は、浅草の武井共同出版会が発行していたもので、演歌師（流し）が仕入れて街頭販売し、生活の糧にしていた。当時は、一般的な出版流通から外れた粗悪で安価なまがい物のように見られていたのだが、この「赤本」がよく売れていたことに目を付けた講談社が、雑誌の新年号で付録に付けたことで注目され、その後、新潮社や中央公論社まで後追いするようになり、人々の間で大量に出回るようになった。

この「赤本」の使用料徴収に努めた結果、1946（昭和21）年に26万2,586円92銭（現在で約1,147万円に相当）だった出版使用料は、翌年には153万9,841円91銭と大幅に徴収額を伸ばす結果となった。

1948 (昭和23) 年

名称を社団法人日本音楽著作権協会と改める

1月30日、文部大臣から定款の変更が認可され、名称を社団法人日本音楽著作権協会と改めた。

新定款による代表会員の選挙が行われ、5月4日の代表会員総会で次の役員を選出した。

会長 中山晋平（第3代）

理事長 増沢健美

初めて著作者である会長が誕生した。

使用料規程の変更

インフレがなおも進行するなか、2月29日、使用料の全面的な値上げを内容とする著作物使用料規程の変更の認可申請をした。理由は、「今日の社会情勢を勘案し最も社会的妥当性を有する著作物使用料規程を設定し、文化財の供給者たる著作者の権利を尊

重すると共に、これが社会生活の最低限度を確保」するためだった。

この使用料規程は、著作権審議会の審議の後、物価庁（1952（昭和27）年4月1日廃止）と協議し、8月20日、修正認可された。

社交場管理開始

1948（昭和23）年の4月1日、のちに東京キャバレー協会となる東京社交事業協会加盟の社交場との契約が成立し、キャバレーなどのいわゆる社交場音楽利用（実演）からも使用料が入るようになった。

社交場との契約業務の指揮をとった大村主計常務理事（当時理事）は、次のように回想している。

「当時は実演（演奏）といえば音楽会であり、キャバレーは想定外。そのうち、海外の著作権管理団体が組織も機能も充実していることが分かり、実演の管理に積極的に取り組むため、私が東京の社交場団体と契約交渉を始めた。

個々の店の実態調査に備えて、ポケットに入るドイツ製録音機（日本に3台くらいしかなかった）を当時13万円で購入。客として入店し、演奏曲目を収録した。

団体の幹部の方々は『払うべきものは払わないといけない』とよく理解していただき、協力もしていただいた。しかし現場の経営者の方々には理解を得られず、担当職員は苦労した。

1949 (昭和24) 年

文部省設置法の公布

5月31日に文部省設置法が公布され、著作権行政の所管は、文部省管理局著作権課となった。

信託者数1,000人を超える

年度末の信託者数は1,032人で、初めて1,000人の大台を超えた。

1950 (昭和25) 年

業務体制を整備

JASRAC設立の後、各地に開設された出張所は、この年、押田良久（後の業務部長、監事）に大阪地区の演奏権管理業務を委託、あわせてスタッフを再編成するなど、ようやく体制が整い始めた。

この頃、JASRACの業務組織は、放送課、出版課、実演課、映画課、庶務課、会計課の6課で、本部職員は、嘱託を含めて20人だった。

朝鮮戦争勃発

6月25日に、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が大韓民国（韓国）に侵攻し、戦争となった。北朝鮮

は東側諸国の支援を受け、韓国は西側諸国の支援を受けたため、東西冷戦の代理戦争の様相を呈した。

東京での取り組みが大阪、北海道にも波及し、全国的に管理体制が整備され、キャバレーの契約業務が前進していった」

大村によれば、キャバレーの管理業務を促進するために、いわゆる「流し」（移動演奏者）の人たちからも使用料を徴収しているという実績を作ろうと、自ら「流しの元締め」と交渉し、契約を締結したという。

後に九州出張所長、静岡出張所長を歴任する関根岩雄職員はこう振り返る。

「東京では占領軍専用のキャバレーとヤミ屋のアンチャン相手のダンスホールが乱立していた。まだ元気のいい頃だったので、兵隊時代からの軍の編上靴を引きずって、使用料の取り立てに歩いてきた。当時、流行の一つに後楽園球場などで開かれる野外ダンスパーティーがあった。社交ダンスのブームの時代だった。キャバレーにも日参し、ひどい思いで契約交渉をした」

著作権管理事業の歴史において、重要な位置を占める社交場での音楽利用の適正化に係る業務が、ここからスタートした。

フォルスター事務所の管理事業

JASRACは、設立目的の一つとして、海外の著作権管理団体と契約を結び、外国作品を国内作品と同様に保護することを掲げていたが、第二次世界大戦の勃発により実現していなかった。

それが1950（昭和25）年、JASRACは初めて外国作品の演奏権管理を手がけることとなった。

米国の放送会社NBCの東京支社長（後に極東支局長）ジョージ・トーマス・フォルスターは、3月、連合国最高司令官（SCAP）から著作権仲介業務の許可を受け、NBC東京支局内で業務を開始した。

ただし、フォルスター事務所の当初の業務は、主に海外の出版社から、日本語に翻訳出版する権利を取得のうえ、日本の出版社に許諾するという仕事であった。

音楽著作権との関わりは、米国のヒット曲「ボタンとリボン（Buttons and Bows）」（歌詞中のタイトル部分の聞こえ方から「バツテンポー」と親しまれた）の歌詞の翻訳権の管理からと言われている。

増沢理事長は、次のように振り返っている。

「鈴木大拙の息子の勝くんが『ボタンとリボン』を女房の池真理子に歌わせるために権利をとって、これをフォルスターに任せたわけなんだ。フォルスターはそれまでは音楽についてはなにもしていなかった」

フォルスター事務所は、このあとサザン・ミュージックのカタログを入手するなど録音権管理を進めていくことになるが、演奏権の管理事業には手が回らず。こうして同事務所からJASRACが委託を受け、1950（昭和25）年から変則的ではあるものの外国作品の演奏権管理が始まった。

1952（昭和27）年当時、ヨーロッパの録音権団体の一部は、日本や他のアジア地域の録音権管理のために、現地に合同代理人を置くか、各団体が個別に地域代表を派遣するなどして管理を委任していたが、同年、フォルスター事務所はBIEM（録音権協会国際事務局）の代理人となる。

この後、BIEMの代理事業は、1957（昭和32）年、在日フランス著作権事務所のレオン・ブルーが引き継ぎ、次いで1965（昭和40）年からはJASRACが務めることとなる。

フォルスター事務所は、1964（昭和39）年フォルスター氏が死去した際も、文部省から未亡人のヘレン・J・フォルスターに対して「故フォルスター氏が実施されていた範囲の業務を、従前の例によりひきつづき実施されることについては、別段の手続きを要しないものとして取り扱うこと」とする通知が出され、その後も、夫人が事業を継承した。



ジョージ・トーマス・フォルスター

フォルスター事務所が録音権管理事業を継続していく一方、JASRACも、1953（昭和28）年、米国のHarry Fox Agency（ハリー・フォックス代理事務所）と録音権の管理契約（Harry Fox作品をJASRACが管理する片務契約）の締結を皮切りに、1965（昭和40）年には前述のとおりBIEMの代理人となるなど録音権の管理業務の範囲を拡げていった。

こうして、わが国における音楽著作権の管理事業は、JASRACとフォルスター事務所が並走して担う時代がしばらく続いた。

ところが、フォルスター事務所は、1974（昭和49）年末をもって廃業することを文化庁に届け出る。

ヘレン・J・フォルスターは、外国出版社等に対し「政府の許可が私個人に与えられたもので、恒久的に役務を提供することができないことがわかった。私の選択すべきことは、当事務所の閉鎖である」とする文書を送付し、11月には海外の出版社に対して、JASRACに業務引渡しが行われたことも伝えた。すでにJASRACとの間では10月に業務引継の「協定」を取り交わしていた。

1973（昭和48）年度の徴収に係る使用料（そのほとんどが録音権）は、9億200万円余だった。

加戸守行元理事長（元文部省大臣官房長、元愛媛県知事）は後にこう述べている。

「フォルスターはわりとレパートリーを持っていました。楽曲数で20～25万曲だったようです。使用料収入についても、1970（昭和45）年度が6億7,700万円余、コミッションが1億100万余で、エクスペンスが4千300万ですから、このコミッション、エクスペンスの差がフォルスターの純益とみると、けっこういい稼ぎがあったようです。JASRACも当時は収支差額金が出ていましたが、この比率に於いての額は出ておりませんでした」

「また、これはちょっと古いんですが、『洋盤レコードの印税（著作権情報センター（CRIC）発行コピライト第29号）』で「レコード会社の使用するレパートリーを昨年（1962（昭和37）年）の送金実績からみると、JASRAC 40%、フォルスター48%」とあります。これで見るとフォルスターがいちばん録音権のレパートリーをもっていたということで、この比率は1974（昭和49）年までそう変わりはないと思います。」

また、フォルスター事務所に在籍し、その後JASRAC分配部などで勤務した白井悦子職員は、当時のことを次のように語っている。

「ビートルズの使用料が一番多かったようです。送金関係に4人、JASRACでいえば資料部にあたるチェックに10人ぐらい、分配作業と脱漏チェックに10人ぐらいと分れて仕事をしていました」

こうして、フォルスター事務所の著作権管理事業はこの年の末日をもって終了し、その残務と職員は1975（昭和50）年の1月1日付でJASRACに移った。

戦後の外国著作権は事実上占領軍の管理下に

日本は1945(昭和20)年9月2日に降伏文書に調印して以降、1952(昭和27)年4月28日の平和条約発効まで、行政のみならず外国の著作権保護についても、連合国軍の管理下に置かれていた。

1950(昭和25)年6月10日に文部省から各都道府県知事、教育委員会、日本出版協会等宛てに出された「外国著作権に関する注意」という通達を参照すると、当時の外国著作権に関する事情が見えてくる。

文部省の通達は、GHQ(連合国最高司令官総司令部)から受領した「外国著作権の存する著作物に関する権利侵害について」という表題の覚書の内容を伝えるものだった。

この覚書は、当時日本の出版社が著作権の存する外国雑誌所蔵の写真を著作権者や総司令部に無連絡で利用していた状況を重くみた司令部が、文部省に今後あらゆる手段を講じて同様の事件発生を防止することを命ずるために発せられたものだった。

覚書には、外国人の著作権は、日本国における一切の外国の著作権を総司令部の管理下に置き、日本人が外国人の著作物を利用する場合、1件ごとに総司令部の許可を受けなければならないことや、外国著作権の保護期間は「原作者死亡の翌年より起算して満50年を経過した著作物については、著作権は公有に帰し、著作権は消滅したものとなる」としたことから「50年フィクション」といわれる事態を招く。

翻訳権についても、日本の旧著作権法では翻訳権10年留保の原則を取っていたが、日米間著作権保護条約によって死後50年内の翻訳出版は、許可を受けられなくなった。さらに、仲介業務法および同勅令が無視され、英国、米国、フランス、イタリアなどの外国人に対し、外国著作権の仲介業務の免許が与えられることになる。

このように当時の著作権をめぐる事情は、法律的に理解し得るものではなく、また、国際法上に定まった基準があったわけでもなく、占領下における特殊な状況の中で、連合国最高司令官(SCAP。同時に米国極東軍司令官)の命の下で、やむを得ず実施されたものであった。

これは、単なる財産権である著作権の管理というよりも、翻訳出版をコントロールすることによる情報管理の性格を有していたものと考えられる。

1951 (昭和26) 年

国産LPレコード発売

国産初の塩化ビニル製LPレコードが、日本コロムビア(株)から3月に発売された。これは、国立科学博物館の未来技術遺産にも登録されている。

民放ラジオ開局

9月1日午前6時30分、日本最初の民間ラジオ放送として中部日本放送(名古屋)が、次いで同日正午、新日本放送(大阪)が営業を開始した。これを皮切りに、民放ラジオが、全国各地で相次いで開局した。

新たな状況に対応

ASCAPとの契約、民間放送の開局など、新たな状況に対応するとともに、レコードとオルゴールの規定を新しく設ける著作物使用料規程の変更を9月30日に認可申請した。

第1回 NHK紅白歌合戦の放送

NHKの紅白歌合戦は、この年の大みそかから始まった。当初はラジオ中継のみで、1953(昭和28)年2月1日にNHKのテレビが開局して以降、テレビ中継も行われるようになった。

ASCAPとの演奏権片務契約を締結

この年の3月27日、米国の演奏権団体ASCAPと片務契約を締結し、ASCAP管理楽曲の日本における演奏権を管理することとなった。

この契約書の中で用いられた略称JASRACは、後に定款上の略称JASRACに転用され、通称として定着するようになる。

この契約について、3月30日、毎日新聞(大阪)は、これまで無制限に米国の軽音楽を演奏していたところは1曲5分以内について400円の使用料を支払わねばならないと解説し、社交場事業者等に大きな衝撃を与えた。

外国作品最大の供給国である米国の多くの楽曲を管理するようになったことにより、片務契約ではあったものの、放送や社交場をはじめとする実演等の分野で、JASRACの演奏権管理事業は顕著な拡大をみせた。

このころ各地のキャバレー、ダンスホールでバンド演奏される音楽の8割は外国作品で、国内作品はわずか2割だった。当時の新聞は、日本作品については1店2,000円から3,000円の月額使用料が支払われているが、外国の作品は無断利用されていると報じており(1949(昭和24)年5月19日付東京新聞)、この当時の日本での外国作品の利用状況が問題視されていたことが分かる。

1950(昭和25)年になると外国作品の使用料の徴収が始まるが、これはフォルスターからの演奏権管理の委託分による使用料である。国立国会図書館調査立法考査局「国際関係からみた著作権問題」(1951(昭和26)年1月)によれば、「昭和25年3月以降、日本音楽著作権協会は、フォルスター氏より同氏が日本において権利を有する米国通俗楽曲の委託を受けて管理している」とある。

前年の外国作品の使用料は34万円だったが、この年の同使用料は、ASCAPとの契約もあり91万円と3倍近く増額している。